

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 都営住宅の廃止……………
- ……………(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……………一
- 都営住宅の使用料の変更……………
- ……………(同)……………二
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………
- ……………(同)……………五
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………
- ……………(同)……………六
- 都営住宅の駐車場の名称、位置及び区画数……………
- ……………(同)……………六
- 知事指定薬物の指定の失効……………
- ……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………六
- 港湾施設の供用中止……………
- ……………(港湾局港湾経営部経営課)……………六
- 規則(教)……………
- 東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………
- ……………(同)……………六
- 平成二十九年度非常勤職員の第一種報酬の額……………
- ……………(同)……………七
- 規程(水)……………
- 東京都水道局財務規程の一部を改正する規程……………
- ……………(同)……………七

○東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程……………八

公告

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック
- ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課)……………八
- 東京体育館の開場時間の変更……………
- ……………(同)……………八
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………
- ……………(同)……………八
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………
- ……………(同)……………九
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更……………
- ……………(同)……………九
- 東京武道館の休館日の変更……………
- ……………(同)……………九
- 東京武道館の開場時間の変更……………
- ……………(同)……………九
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………
- ……………(同)……………九
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………
- ……………(同)……………九
- 有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更……………
- ……………(同)……………九
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………
- ……………(同)……………九
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………
- ……………(同)……………九
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………
- ……………(同)……………二
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………
- ……………(同)……………二
- 平成二十七年十一月十三日付東京都告示第十六百二十六号……………
- ……………(同)……………二

告示

●東京都告示第八百六十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

- 足立区千住旭町一番五、三十四番二、平成二十九年十
- 同番二十及び四十七番三の各一部、二月七日
- 同番十九から同番二十六まで並びに
- 七十番三十、同番三十二、七十二番
- 七十九番二、八十番二、八十一番二
- 及び八十三番二の各一部、八十五番
- 九十一番並びに九十二番一、九十三
- 番二及び九十四番の各一部、九十五
- 番、九十七番二の一部、九十八番、
- 九十九番、百十七番並びに百十八番
- 二及び百十九番二の各一部、百二十
- 番、百二十一番五、百二十二番並び
- に百二十三番二、百二十四番一、百
- 三十二番二、百三十三番、百三十四
- 番二及び百三十五番二の各一部、百
- 三十六番、百三十七番一、百三十八
- 番二、百三十九番の一部、百四十番
- 三、百四十四番三並びに百九十六番
- 一の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百六十二号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第三項の規定に

より告示する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数
若木二丁目アパート (5号棟)	板橋区若木二丁目三十一番	中層耐火 三二・六平方メートル	五〇戸
若木二丁目アパート (2、3、4号棟)	同右	五二・六平方メートル	一四〇戸
若木二丁目アパート (1号棟)	同右	五八・一平方メートル	三〇戸
本木町第3アパート (9、10号棟)	足立区扇一丁目五十四番	同右 三三・四平方メートル	三五戸
本木町第3アパート (1、2、3、11号棟)	同右	同右 三六・六平方メートル	一四〇戸
府中南町アパート (10号棟)	府中市住吉町二丁目三十番	同右 三六・四平方メートル	五〇戸
東中神アパート (7号棟)	昭島市福島町九百九十八番地	同右 三六・七平方メートル	二二戸
同右	同右	同右 三七・〇平方メートル	一九戸

●東京都告示第千八百六十三号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年一月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート (2号棟)	港区南麻布4-3	38.3	1	34,000	74,200
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート (1号棟)	港区芝5-18	34.3	1	33,600	69,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (7号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,400	60,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,500
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート (2号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,900	64,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,100
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート (3号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,200	74,400
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート (7号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	白鷺東アパート (9号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	2	43,800	64,100
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート (2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	71,400
一般都営	高層耐火	八広五丁目アパート (1号棟)	墨田区八広5-10	55.9	1	40,400	73,100
一般都営	中層耐火	豊洲四丁目アパート (2号棟)	江東区豊洲4-3	39.0	1	31,000	49,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	1	26,600	36,700
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート (6号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,100	38,300
一般都営	中層耐火	東砂一丁目第2アパート (3号棟)	江東区東砂1-5	39.0	1	31,600	44,700
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (7号棟)	江東区南砂5-24	36.7	2	28,900	42,600
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート (1号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,300
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート (3号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート (1号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,100
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート (2号棟)	江東区東砂2-13	37.9	3	30,100	48,000
一般都営	高層耐火	東砂三丁目アパート (1号棟)	江東区東砂3-22	37.9	1	31,000	37,000
一般都営	高層耐火	北砂一丁目第3アパート (1号棟)	江東区北砂1-3	39.5	1	31,900	50,400
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第5アパート (1号棟)	大田区大森西3-9	51.0	1	43,200	77,700
一般都営	中層耐火	東六郷一丁目アパート (1号棟)	大田区東六郷1-14	59.6	1	51,000	93,200
一般都営	高層耐火	西六郷四丁目アパート (1号棟)	大田区西六郷4-25	55.9	1	46,400	74,500
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (1号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,500	35,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (1号棟)	大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,300
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート (1号棟)	大田区矢口2-21	36.5	2	28,900	37,800
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート (7号棟)	大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	47,100

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料 (円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃 (円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	池上八丁目アパート (8号棟)	大田区池上8-22	42.3	1	35,200	56,300
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート (1号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,700	65,700
一般都営	中層耐火	新町二丁目アパート (3号棟)	世田谷区新町2-23	55.9	1	47,300	92,900
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート (4号棟)	世田谷区喜多見2-10	51.0	1	40,600	67,200
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート (4号棟)	渋谷区笹塚2-43	38.7	1	33,100	75,600
一般都営	高層耐火	幡ヶ谷二丁目アパート (1号棟)	渋谷区幡ヶ谷2-1	37.9	1	33,100	66,800
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート (3号棟)	渋谷区広尾5-7	34.3	1	32,400	76,500
一般都営	高層耐火	南台二丁目アパート (3号棟)	中野区南台2-29	41.5	1	31,400	51,900
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート (1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	39,200	82,000
一般都営	中層耐火	井草三丁目アパート (2号棟)	杉並区井草3-5	39.0	1	29,900	53,100
一般都営	高層耐火	堀の内三丁目アパート (1号棟)	杉並区堀の内3-49	37.9	2	28,100	42,800
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート (2号棟)	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,200	49,800
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (1号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,700	71,000
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート (4号棟)	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,700	71,000
一般都営	中層耐火	幸町アパート (1号棟)	板橋区幸町45-15	55.8	1	45,400	90,200
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	74,200
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目アパート (1号棟)	練馬区春日町4-14	55.9	1	43,600	81,300
一般都営	中層耐火	練馬関町北三丁目第2アパート (5号棟)	練馬区関町北3-9	62.1	2	49,200	97,800
一般都営	中層耐火	練馬北町八丁目アパート (5号棟)	練馬区北町8-30	59.6	1	47,300	91,700
一般都営	中層耐火	早宮三丁目第2アパート (1号棟)	練馬区早宮3-36	55.9	1	43,900	83,500
一般都営	中層耐火	南田中アパート (2号棟)	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,800	44,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町四丁目第2アパート (3号棟)	練馬区春日町4-12	48.1	1	37,700	70,100
一般都営	高層耐火	光が丘第1アパート (2号棟)	練馬区旭町1-33	59.6	1	47,400	93,700
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-2号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-3号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート (5-5-4号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,400
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート (5号棟)	足立区六月2-29	55.9	1	41,200	69,600
一般都営	中層耐火	保木間町アパート (3号棟)	足立区保木間1-35	42.3	1	30,200	41,800
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (6号棟)	足立区東保木間1-5	33.4	1	22,700	35,500
一般都営	中層耐火	保木間第4アパート (1号棟)	足立区東保木間1-5	37.3	1	25,400	40,100
一般都営	高層耐火	千住元町アパート (2号棟)	足立区千住元町34	37.9	1	26,700	33,900
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート (5号棟)	足立区辰沼1-2	35.7	1	24,500	38,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,700	40,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(14号棟)		足立区六木1-5	37.7	2	25,600	39,300
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,400
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(13号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	1	24,400	38,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(6号棟)		足立区花畑8-4	38.3	2	26,100	38,100
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(8号棟)		足立区花畑8-4	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(9号棟)		足立区花畑8-4	41.7	1	28,500	41,400
一般都営	中層耐火	花畑第5アパート(4号棟)		足立区花畑2-11	36.4	1	25,000	39,600
一般都営	中層耐火	西新井六丁目アパート(3号棟)		足立区西新井6-15	42.3	1	30,000	40,900
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(3号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,800	39,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(10号棟)		足立区舎人6-10	42.3	1	29,800	39,500
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(2号棟)		足立区青井3-10	51.0	1	37,200	66,000
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)		足立区六木3-39	55.9	1	40,200	68,100
一般都営	中層耐火	東保木間一丁目アパート(3号棟)		足立区東保木間1-25	55.9	1	41,000	65,700
一般都営	高層耐火	東堀切二丁目第2アパート(7号棟)		葛飾区東堀切2-28	57.5	1	45,000	85,400
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)		江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	43,000
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(14号棟)		江戸川区平井3-4	37.9	1	28,100	47,400
一般都営	中層耐火	平井四丁目第3アパート(12号棟)		江戸川区平井4-27	36.4	1	28,000	49,500
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)		江戸川区清新町2-8	55.9	2	44,800	84,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)		八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)		八王子市松が谷18	51.1	2	26,300	42,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地(3-4-3号棟)		八王子市南大沢3-4	60.7	1	35,200	69,700
一般都営	高層耐火	立川富士見町六丁目アパート(51号棟)		立川市富士見町6-51	50.9	1	28,300	56,900
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(5号棟)		武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	87,500
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目アパート(16号棟)		武蔵野市吉祥寺北町4-9	55.9	1	42,400	88,300
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(1号棟)		三鷹市下連雀7-15	48.1	1	35,700	74,100
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市上連雀7-25	51.0	1	37,000	73,300
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(2号棟)		三鷹市上連雀1-22	59.6	1	44,800	92,900
一般都営	中層耐火	三鷹大沢二丁目アパート(26号棟)		三鷹市大沢2-20	39.0	1	26,300	44,800
一般都営	中層耐火	上連雀七丁目アパート(3号棟)		三鷹市上連雀7-19	39.0	1	27,500	58,000
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(3号棟)		三鷹市中原4-35	51.2	1	36,300	54,700
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)		府中市美好町1-9	62.1	1	39,700	83,700
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(2号棟)		府中市紅葉丘1-32	62.1	2	39,100	87,400

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	府中晴見町二丁目アパート(5号棟)		府中市晴見町2-18	58.1	1	35,800	83,900
一般都営	中層耐火	天神町二丁目アパート(1号棟)		府中市天神町2-10	55.9	1	36,000	81,800
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)		町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,300
一般都営	中層耐火	忠生二丁目アパート(1号棟)		町田市忠生2-26	51.0	1	27,600	50,400
一般都営	中層耐火	忠生三丁目アパート		町田市忠生3-6	55.9	1	30,300	55,600
一般都営	高層耐火	森野二丁目アパート(46号棟)		町田市森野2-2	55.9	1	32,600	74,400
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(7号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,300	56,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(4号棟)		町田市忠生4-6	55.9	1	30,500	56,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(6号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	58,600
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,500
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)		町田市相原町3190	55.9	1	29,900	59,500
一般都営	中層耐火	小金井東町三丁目アパート(2号棟)		小金井市東町3-15	55.9	1	33,200	75,300
一般都営	中層耐火	上水南町アパート(1号棟)		小平市上水南町3-1	55.9	1	32,300	73,600
一般都営	中層耐火	日野平山アパート(6号棟)		日野市平山4-20	63.0	1	31,200	51,200
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(6号棟)		東村山市萩山町2-13	60.2	1	35,500	71,300
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)		東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	78,400
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(6号棟)		西東京市緑町3-8	59.6	1	37,500	81,100
一般都営	中層耐火	田無南町一丁目アパート(2号棟)		西東京市南町1-1	42.3	1	24,400	55,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(13号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(15号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(17号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(22号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,300
一般都営	中層耐火	狛江アパート(30号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(36号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(37号棟)		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(49号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.3	1	18,600	46,900
一般都営	中層耐火	野塩五丁目アパート(1号棟)		清瀬市野塩5-255	56.8	1	32,200	62,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-1号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,200	53,500
一般都営	中層耐火	瑞穂アパート(34号棟)		瑞穂町むさし野1-5	36.4	1	16,000	31,400

●東京都告示第千八百六十四号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同條例第三條第二項及び第七十一條において準用する同條例第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成三十年一月一日から実施するので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	使 用 料
改良	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	42.8	1	36,900
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	30,000
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート (1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	高層耐火	押上二丁目アパート (1号棟)	墨田区押上2-1	48.1	1	36,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート (2号棟)	墨田区堤通2-3	113.4	1	83,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,700
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート (2号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
改良	中層耐火	南砂五丁目アパート (9号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400
改良	中層耐火	笹塚二丁目アパート (4 2-1 5号棟)	渋谷区笹塚2-42	35.4	1	30,300
改良	高層耐火	坂下一丁目アパート (3号棟)	板橋区坂下1-11	36.1	1	27,100
改良	中層耐火	常盤台一丁目アパート (1 1号棟)	板橋区常盤台1-59	36.4	1	27,500
改良	中層耐火	大谷田一丁目アパート (1号棟)	足立区大谷田1-20	36.3	1	27,800
改良	中層耐火	亀有一丁目アパート (2号棟)	葛飾区亀有1-16	48.1	1	33,700
再開発	高層耐火	西大久保アパート (5号棟)	新宿区大久保3-9	43.9	1	37,800
再開発	高層耐火	白鬚東アパート (1 6号棟)	墨田区堤通2-8	63.4	1	46,300
再開発	高層耐火	南千住八丁目アパート (1 2号棟)	荒川区南千住8-4	61.5	1	47,500
再開発	高層耐火	小松川アパート (1号棟)	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第千八百六十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	区画数
辰巳二丁目アパート駐 車場	江東区辰巳一丁目二 番ほか	三三八区画
田端新町一丁目アパ ー ト駐車場	北区田端新町一丁目 十五番ほか	七区画
大丸アパート駐車場	稲城市大丸六百三十 番地	六七区画
大丸第2アパート駐車 場	稲城市大丸五百二十 六番地	二四区画

●東京都告示第千八百六十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の名称、位置及び区画数を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

名 称	位 置	区画数
扇一丁目第2アパート 駐車場	足立区扇一丁目四十 一番ほか	一三三區画

●東京都告示第千八百六十七号

東京都薬物の濫用防止に関する条例(平成十七年東京都

条例第六十七号)第十三条第一項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失うので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

一 失効する知事指定薬物の名称

(一) 化学名 アダマンタン1-1-イル1-1-ペンチル1-

1-H-インダゾール1-3-カルボキシラート

及びその塩類(通称名ACBL(N)1-01-

八)

(二) 化学名 1-(4-エチルフェニル)-1-N-(2-

メトキシベンジル)プロパン1-2-アミン及

びその塩類(通称名4-EA-NBOMe)

(三) 化学名 2-「(4-プロモ1-2-5-ジメトキシ

フェネチルアミノ)メチル」フェノール及び

その塩類(通称名25B-1-NBOH、2C-

B-1-NBOH、NBOH-2C-1B)

二 失効の理由

当該知事指定薬物は、医薬品、医療機器等の品質、有

効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に

規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医

療等の用途を定める省令の一部を改正する省令(平成二

十九年厚生労働省令第百三十二号)の施行により、医薬

品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関

する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第十

五項に規定する厚生労働大臣の指定薬物に指定されるた

め。

三 失効年月日

平成二十九年十二月二十九日

四 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

●東京都告示第千八百六十八号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設の供用を中止する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	名称	所在地	中止期間
船舶給 水施設	運搬給 水施設	品川区八潮一丁 目一番三号地先	平成三十年一月十二日 から同年二月十八日ま で

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第三十八号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則(平成十三年東京都

教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「千六百五十円」を「千六百九十

円」に改める。

第二十九条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

別表第四を次のように改める。
別表第四(第二十八条関係)

区市町村	調整割合
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、品川区、目黒区及び渋谷区	百分の四十
台東区、世田谷区、中野区及び豊島区	百分の三十
江東区、大田区、杉並区、北区、荒川区及び武蔵野市	百分の二十
墨田区、板橋区、練馬区、江戸川区、三鷹市、調布市、小金井市、国立市及び狛江市	百分の十

別表第五中「稲城市」を削り、「羽村市」の下に「埼玉県内各市町村」を加え、「埼玉県内各市町村」を削る。

附則

この規則は、平成三十年一月一日から施行する。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第四十一号

非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則(平成二十七年東京都規則第八号)第七条の規定に基づき、平成二十九年における非常勤職員の第一種報酬の額を次のとおり告示する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都教育委員会

非常勤職員の報酬の額一覧

局名	職名	報酬区分	報酬額
教育庁	耐震業務(建築)支援員	月額	194,400円
教育庁	耐震業務(電気)支援員	月額	194,400円

附則

この告示は、平成三十年一月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第三十二号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条に次の一項を加える。

2 継続支払又は分割支払をするものうち次に掲げる要件に該当するものについては、第二十五条、第四十六条、第四十七条、第四十八条第一項及び前項の規定にかかわらず、金銭出納員が別に定める方法により処理することができる。

一 二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、一月当たりの対価の額が定められているものであること。

二 債権者から第五十条の三第一項に規定する支払金振込口座登録申請書による申出があつた場合において、口座振替の方法による支払手続を行うときであること。
第六十三条ただし書中「電子計算組織によつて処理された職員の給与等については、」を「金銭出納員が指定する場合は、その記載及び明示又は添付を」に改める。

別表第二 二十二の項の次に次のように加える。

二十三 料金後納による郵便の利用に関する契約
二十四 速記に関する契約

附則

1 この規程は、平成三十年一月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第六十一条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この規程による改正後の東京都水道局財務規程(以下「改正後の規程」という。)第六十一条の規定は、平成三十年度の事業年度から適用し、平成二十九年以前事業年度については、なお従前の例による。

3 改正後の規程第六十三条の規定は、施行日以後に発行した支払伝票の添付書類について適用し、同日前に発行した支払伝票の添付書類については、なお従前の例によることができる。

●東京都水道局管理規程第三十三号

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

東京都給水条例施行規程の一部を改正する規程

東京都給水条例施行規程(昭和三十三年東京都水道局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の三中「公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百

八十四号)第二条に規定する」を「公衆浴場法(昭和二十三年法律第百三十九号)第一条第一項に規定する公衆浴場のうち、同法第二条第三項の規定による条例で定める」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

東京都体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の休館日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年一月三日、同月十五日、同年二月十九日及び同年三月十九日

臨時休館 平成三十年一月十日、同年二月十四日から同月十六日まで、同年三月十二日及び同月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の開場時間を次のように変更する。
平成二十九年十二月二十八日
東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

ついで

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。
平成二十九年十二月二十八日
東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

備、保守点検及び改修のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年一月一日、同月三日、同年二月十九日及び同年三月十九日

臨時休館 平成三十年二月十三日、同月十四日、同年三月五日及び同月三十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十年一月一日から同年三月三十一日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）、テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）の一部、有明コロシアム及び会議室

臨時休館 平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで

二 理由

施設設備の改修のため臨時休館する。

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）の一部

平成三十年二月一日から同年三月三十一日まで

午前九時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の

森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年一月十五日及び同年二月十九日

臨時休館 平成三十年一月十七日及び同月二十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十年一月一日から同年三月三十一日まで

二 理由

改修工事に伴う施設閉鎖のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京

都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成二十九年十二月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十年三月十日から同月三十一日まで

二 理由

施設整備の改修工事のため

正 誤

○平成二十七年十一月十三日付東京都告示第千六百二十六号

号

ページ一段一行一 誤 一 正

二 中

十 四四一二番二、三及び五

同町大字大久野

字松尾沢入四四

一二番二、三及び五

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001